

合同会社福岡みやこソーラーパワー「福岡みやこメガソーラー南発電所建設計画」
に係る第二種事業についての判定について

令和3年2月15日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、合同会社福岡みやこソーラーパワー「福岡みやこメガソーラー南発電所建設計画」に係る第二種事業についての判定を行った結果、発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）第16条（第二種事業の判定の基準）に掲げる要件のいずれにも該当しないため、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められることから、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第3項第2号の規定に基づき、本日、合同会社福岡みやこソーラーパワーに対し、同法（第4条を除く）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨の通知を行った。

また、当省は同号の規定に基づき、同日付けで、当該第二種事業が実施される区域を管轄する福岡県知事宛てに同様の通知を行った。

（これまでの手続き）

第二種事業概要等の届出受理	令和2年12月21日
福岡県知事意見照会	令和2年12月22日
福岡県知事意見受理	令和3年1月26日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島

電話03-3501-1742（直通）